

提案条例説明資料

(追加提出分)

令和4年3月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第34号
2	題名	浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例及び浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利を当該公庫等に担保に供するものが廃止されることに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	1 改正する条例 (1) 浜田市職員の退隠料、退職給与金、扶助料及び死亡給与金に関する条例 (2) 浜田市消防団員等公務災害補償条例 2 改正内容 退隠料、傷病補償年金等を受ける権利について、株式会社日本政策金融公庫等に担保に供することができる旨の規定を削る。
5	施行期日等	1 施行期日 令和4年4月1日 2 経過措置 条例の施行の際現に担保に供されている退隠料、傷病補償年金等を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 35 号
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国民健康保険法施行令が改正され、国民健康保険料の負担の適正化の観点から国民健康保険料の賦課に関する基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	保険料の賦課限度額の改正（第 18 条の 6 及び第 18 条の 6 の 12 関係） (1) 基礎賦課限度額 63 万円 ⇒ 65 万円 (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額 19 万円 ⇒ 20 万円
5	施行期日等	1 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日 2 経過措置 改正後の規定は、令和 4 年度以後の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。